

在学猶予の手続きについて

1 対象者について

- ・貸与終了（辞退・廃止を含む）後も引き続き本学に在学する学生
- ・他校で貸与終了後、本学に入学した学生

2. 手続方法について

スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）による在学猶予願の提出を下記の事項を参考にして実施してください。

◇スカラネット・パーソナルURL

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do

- ・学校番号：204004（学校番号）-01（区分）（※法科大学院生は区分 60）
- ・学校名カタカナ：トウキョウトリツダイガク
- ・学校名漢字：東京都立大学

3. スカラPSの確認について

スカラPS在学猶予提出後、学校へ送付され在籍確認後、機構への報告後にご自身のスカラPSから確認ができます。

ただし、4月上旬の確認については、スカラPSから提出された在学猶予願を2021年4月1日～7日までにスカラACから報告（送信）した場合、スカラAC「在学猶予願提出済（継続者）の閲覧（確認）」画面への反映は、4月8日以降となります。

4. スカラPSによる在学猶予願の提出ができない場合について

HPより「在学届」をDLし、窓口へ提出をしてください。

従来の紙による「在学届」提出の場合は、登録まで1～2か月程度かかります。

5. スカラACでの報告期限

2021年6月16日（水）

※「在学届」の送付期限：2021年4月24日（水）

すでに返還中の学生については、上記期限にかかわらず、早急に提出してください。

6. 特に注意が必要となる学校について

日本の大学等に在籍せずに外国の大学などに留学する場合は、スカラPSを利用した手続きはできません。日本学生支援機構ホームページよりDLし、直接機構へ送付してください。その他、日本の大学（院）に在籍しながら、外国の大学などに留学する場合、日本の大学（院）で在学猶予願提出の手続きをしてください。

7. 注意事項

(1) 留年等の場合

下記に該当する方は、2021年4月1日以降に、在学猶予願の提出を行ってください。なお、「在学届」の送付についても同様です。

- ・在学猶予願を報告済みで、2020年度中に留年が確定した
- ・2021年3月迄で奨学金の貸与を辞退または廃止となる

(2) 現在奨学金返還中で、進学又は本学に入学した場合

- ・スカラPSによる在学猶予願の提出は、2021年4月8日（木）以降に行ってください。

(3) 奨学生採用候補者が「進学届」に以前貸与を受けた奨学生番号を入力した場合 在学猶予の手続きは不要です。

(4) 在学猶予期間の短縮について

- ・在学猶予の手続き後に、退学等により在学期間が短くなった場合は、必ず届出が必要です。スカラPSから「在学猶予期間短縮願」の提出をしてください。また、「在学猶予期間短縮願」から提出する退学等の日付は、入力時前日から遡って3か月前の日付（期間）であれば入力可能です。

※2014年度以前に在学猶予処理された学生等については、スカラACでは対応できないため、紙の「在学届」の提出による届出となります。

8. 在学猶予の取得年数について

2020（令和2）年4月以降における在学猶予制度の適用期間は最長10年とすることになっています。

その他ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

【担当】

管理部学生課 日本学生支援機構担当

MAIL : shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp